

秩父市の各種相談窓口 (令和4年度版)

◆◆◆ 相談窓口は、市民の方なら、いつでも、お気軽にご利用になれます。◆◆◆

令和4年4月1日現在

相談名	日時	内容	相談員	会場
消費生活相談 多重債務相談	毎週月～金曜日 9時～12時 13時～16時	消費者をめぐる契約や トラブル、多重債務等 に関すること	消費生活相談員	秩父市役所
市民相談	第2・4木曜日 13時～16時	生活上の心配ごとや悩 みごと等に関すること	市民相談員	秩父市役所
人権相談	第2・4水曜日 13時～16時	家庭内のいざこざや近 隣問題等、人権に関す ること	人権擁護委員 法務局職員	第2・4水曜日 (市役所)
				不定期(各支所)
法律相談 (要予約)	第1火曜日・第3木曜日 10時～15時 事前に☎予約	法律問題に関すること	弁護士	第1火曜日(市役所) 第3木曜日(市役所)
行政相談	第1.2.3.4月曜日 13時～15時	行政に関する意見 要望・苦情など	行政相談委員	第1月曜日(吉田支所)
				第2月曜日(荒川支所)
				第3月曜日(市役所)
				第4月曜日(大滝支所)
行政手続相談	第2火曜日 13時～15時	官公庁に提出する書類 等の作成に関すること	埼玉県行政書士会 秩父支部会員	秩父市役所
登記相談	第3水曜日 13時～15時	土地・建物の登記等に 関すること	埼玉県司法書士会 秩父支部会員 埼玉県土地家屋調査 士会秩父支部会員	〃
税務相談	第1月曜日 10時～正午	税金に関すること	関東信越税理士会 秩父支部会員	〃
不動産相談 (要予約)	第4金曜日 10時～正午・13時～15時 事前に下記へ☎予約 ☎24-1774 埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部	土地・建物の売買・不動 産の契約等に関すること	埼玉県宅地建物取引業協会 秩父支部会員	〃
女性相談	第4火曜日 13時～15時	DVほか、女性の抱え るさまざまな問題に関 すること	市民生活課担当職員	〃
労働・年金相談	第2金曜日 13時～15時	職場における問題や年 金に関すること	埼玉県社会保険労務 士秩父支部会員	〃

※ 上記の相談日以外につきましても、突然の困り事や緊急な出来事でどうしたらよいか、どこに相談したらよいか判らない事などお聞きします。用件をお伺いした後は、専門の相談窓口や施設を紹介したり、市役所の担当者を交えてお話を聞き、解決に向けての助言等を行います。

※ 祝祭日(年末・年始)など閉庁時は行いません。

※ 相談日等が変更になる場合もありますので、詳しい日程は市報「無料相談室」のページをご覧ください。

問い合わせ 市民生活課 電話26-1133(直通)